

公益社団法人和歌山県スポーツ協会スポーツ奨励金特別給付事業
オリンピック等国際大会出場に係る奨励金給付要綱

（目的）

第1条 オリンピック等国際大会（以下「国際大会」という。）出場に係る奨励金の給付は、日本を代表して国際大会に出場する者に対し、予算の範囲内で給付することにより、競技スポーツ活動の機会の確保と競技力向上を図り、和歌山県のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

（奨励金の受給資格）

第2条 公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）加盟団体に所属し、中央競技団体又は日本オリンピック委員会に選出されて、別に定める取扱基準に示した国際大会に出場する者（以下「給付対象者」という。）とする。

2 同一選手の同一年度内での受給資格は1回までとする。

（奨励金の申請）

第3条 奨励金の給付を受けようとする給付対象者は、給付対象者が所属する県スポ協加盟の競技団体の長（以下「競技団体の長」という。）が作成する「奨励金給付対象者推薦書」（様式1）に、大会出場が確認できる書類を添えて、県スポ協会長へ提出するものとする。

（奨励金の金額）

第4条 奨励金の金額は、別に定める取扱基準による。

（奨励金の給付方法）

第5条 奨励金は、県スポ協が行う奨励金贈呈式において手渡すものとする。

2 奨励金を受給した給付対象者は、「奨励金受給書」（様式2）を県スポ協会長へ提出するものとする。

3 やむを得ない事情により給付対象者が奨励金贈呈式に出席できない場合は、給付対象者から「委任状」（様式3）により受給権を受任した者が奨励金贈呈式に出席し、奨励金を代理受給できるものとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年7月1日から施行する。

この要綱は令和7年5月19日から施行する。

公益社団法人和歌山県スポーツ協会
スポーツ奨励金特別給付事業 奨励金取扱基準

公益社団法人和歌山県スポーツ協会加盟団体に所属している者が、日本を代表して海外における競技会等に参加する場合は、公益社団法人和歌山県スポーツ協会スポーツ奨励金特別給付事業オリンピック等国際大会出場に係る奨励金給付要綱に基づき、奨励金を支給することとし、その取扱は概ね下表によるものとする。

	大会区分	金額（円）	備考
1	オリンピック競技大会	80,000	
2	世界選手権大会	60,000	ワールドカップを含む
3	ユニバーシアード大会	50,000	
4	アジア競技会	50,000	
5	ユースオリンピック競技会	50,000	
6	世界ユース選手権大会等	30,000	ジュニア競技会の世界選手権
7	ジュニアの国際大会	20,000	

なお、上記以外の国際大会については原則として奨励金は支給しないこととし、上記大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会（ワールドカップ含む）を除く）が日本国内において開催される場合の奨励金の取扱は下記のとおりとする。

記

10,000 円